

避難者訴訟 第3回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第3回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第3回口頭弁論：8月21日（火）16：00から

2018年8月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）+横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・64世帯（31世帯+33世帯） 162名

- ・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である楡葉町、富岡町などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被 告：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金35億6400万円の賠償金の支払いをせよ。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方〔生活再建、再出発に必要な賠償を！〕

原告らは、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けている。